

長門市最低制限価格制度の導入について

■ 制度の内容

工事又は製造に係る入札について、一定の基準価格（最低制限価格）を下回った入札があった場合は、不落札とする制度です。

■ 対象

予定価格が130万円を超え、3,000万円以下の工事又は製造

■ 最低制限価格の設定

① 最低制限価格は、入札額（入札書比較価格を超えるもの及び入札書比較価格に0.8を乗じて得た価格（千円未満切捨て）に満たないものを除く。）の最低価格申込者から5者（入札参加者が5者未満の場合は全者）の相加平均値（千円未満切捨て）に0.9を乗じて得た価格（千円未満切捨て）とします。

ただし、その価格が、入札書比較価格に0.8を乗じて得た価格に満たない場合は、入札書比較価格に0.8を乗じて得た価格（千円未満切捨て）とします。

計算例

入札書比較価格 1,000 万円

（単位：万円）

①入札額 A社 810、B社 830、C社 850、D社 870、E社 890の場合

$(810+830+850+870+890) \div 5 \times 0.9 = 765 \dots$ 5社平均の90%

入札書比較価格の80%に満たないため、最低制限価格は800となりA社(810)が落札

②入札額 A社 810、B社 910、C社 930、D社 950、E社 960の場合

$(810+910+930+950+960) \div 5 \times 0.9 = 820.8 \dots$ 5社平均の90%

最低制限価格は820.8となりB社(910)が落札、A社(810)は不落札

② 上記①にかかわらず、機械設備工事・電気設備工事及び解体工事については、入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から5者（入札参加者が5者未満の場合は全者）の相加平均値（千円未満切捨て）に0.9を乗じて得た価格（千円未満切捨て）とします。

■ 入札参加者への通知

最低制限価格制度の適用については、「入札の通知について」に最低制限価格制

度の対象である旨を記載し、入札参加者に通知します。

■落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

■実施時期

平成23年4月1日以降に行う入札から適用します。